

◎新潟県告示第667号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和3年5月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 イワコンハウス新潟株式会社 代表取締役 高尾 茂典
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番6号
- 4 許可番号 新潟県知事（特-30）第39990号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 解体工事業に関する営業（但し、公共工事に関するものを除く。）
 - (2) 停止を命ずる期間 令和3年5月25日から令和3年5月31日までの7日間
- 6 処分の原因となった事実
イワコンハウス新潟株式会社は、令和2年12月5日に発注した、旧ジャスコ五泉店解体工事において、必要な建設業許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結していた。
このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当する。